

熱気球世界選手権に向けて！2人の有力選手に聞く

第4回

熱気球競技のトレーニング



熱気球世界チャンピオン
ふじた ゆうだい
藤田雄大 (29)

熱気球のトップパイロットは、普段どんな練習をしているのか。聞いてみると意外な答えが返ってきました。

上田選手の練習法

増本.. 上田君は、普段どんなトレーニングをしているんですか。
上田.. フライトする1時間より、飛ばない数時間の使い方が大事ですね。課題や試したいことを準備して、1回のフライトにぶつけていきます。その中で、飛ぶパイロットの技量以上に「チーム」として、連携や意思の疎通をどう取るのが大事だと思います。

藤田選手の練習法

増本.. 藤田君のトレーニングといえば、何と言ってもマーカーを投げる練習です。離陸した瞬間からマーカーを投げまくっているという印象があるんですが。
藤田.. とにかく投げるのが苦手で、最後の瞬間で後悔することが多いので、トレーニングフライトでは、離陸したら、すぐ近くにターゲットを決めておいて、そこに、3個、4個とマーカーを投げる練習をします。
増本.. 海外の選手はみんな投げのうまいですね。
藤田.. そうですね。もともとどうまいのかなと思っていると、アメリカの有力選手でも、競技フライトの開始前には、マーカーを



ぐるぐる回して遠くに投げたりと、結構練習をやっているんですね。
増本.. 上田君はどうですか。
上田.. 僕は、飛ぶ前にキャッチボールなどで肩を暖めるようにしています。
冗談みたいですが、ここ一番でマーカーを投げるときに、肩が暖まっていることを実感するんですよ。



日本ランク3位 佐賀市在籍
今回の大会に佐賀市から来た1人出場
上田諭 (29)

世界のトップ選手が集まる世界選手権では、最後は数センチの差で勝敗が分かれることがあります。風を読む力、風を捕まえるために高い精度で高度を維持する力が重要なことはもちろんですが、世界選手権のようなレベルの高い大会では、マーカーを投げる精度が非常に重要なのだと感じました。



インタビュー 佐賀市在籍
2007・2009の日本チャンピオン
ますもとよしゆか
増本嘉浩 (42)

◎企画・編集問い合わせ
本庁 秘書課 広報係
☎40・7021
FAX 24・3463
✉nisho@city.saga.lg.jp

本庁日曜窓口の休止

庁舎改修工事に伴い、本庁日曜窓口を休止します。ただし、市民生活課の業務(証明書交付・印鑑登録・住所異動)は、大和支所で行います。ご理解とご協力をお願いします。

日時 10月9日(日)・16日(日)・23日(日) 9時～16時

◎問い合わせ
本庁 市民生活課
☎40・7081
本庁 保険年金課
☎40・7270

循誘小学校キッズマート

今回は、循誘小学校4年生の子どもたちが、八百屋や和菓子屋などを出店し、大きな声で元気に頑張ります。

日時 9月21日(水)

※出店時間は、販売状況により変動あり。

場所 656広場 (呉服元町)

◎問い合わせ
本庁 商業振興課
☎40・7100
FAX 26・6244
✉shogyo@city.saga.lg.jp

徴古館企画展

有田焼創業400年記念 鍋島家伝来磁器展

有田焼の生産が始まって400年の節目を機に、鍋島焼・有田焼の歴史が育んだ豊かなバリエーションが楽しめる、鍋島家伝来の磁器の名品を集めました。



期間 11月12日(土)まで
開館時間 9時30分～16時
場所 徴古館 (松原2丁目5-22)
入館料 300円 (小学生以下は無料)
休館日 日曜・祝日

◎申し込み・問い合わせ
徴古館 (公財) 鍋島報効会
☎/FAX 23・4200

子どもも大人も手軽に楽しめる 2016 佐賀市

まなざしスポーツ・レクリエーション祭 『いごでだま大会』参加チーム大募集

対象 市内に居住または通勤、通学する人
日時 10月22日(土) 13時開会式
場所 諸富文化体育館 (諸富町諸富津)
チーム編成 監督(18歳以上)を含め3人または4人
募集チーム数 32チーム (申込多数の場合は抽選で出場チームを決定)
参加料 無料 (優勝賞品、参加賞あり)
持ちこてるもの (優勝賞品、参加賞あり) 屋内シューズ



申し込み方法 ①チーム名、②監督名、③連絡先(居間連絡がつきやすい電話番号)、④監督住所、⑤監督、選手の氏名・性別・年齢(学年)を記入の上、電子メール、ファクス、郵送または直接持参で申し込みください。(様式自由。市ホームページに申込書の書式あり)
※電話受付不可
申込期限 10月7日(金)

◎申し込み・問い合わせ
〒840-0811 佐賀市大財3丁目11番21号 佐賀市スポーツ推進委員協議会事務局 (スポーツ振興課内)
☎40・7360
FAX 40・7375
✉sports@city.saga.lg.jp

野外焼却は法律で禁止されています

「野外焼却」は、廃棄物の処理および清掃に関する法律(第16条の2)で禁止されています。野外焼却禁止の例外となる焼却でも、「窓を開けられない」「洗濯物に臭いがつく」「家族の中にぜんそくがいる」といった苦情が、市へ数多く寄せられています。

近隣住民とのトラブルを避けるためにも、野外焼却の自粛をお願いします。
※違反した場合は5年以下の懲役もしくは1千万円以下の罰金が科せられることがあります。



◎問い合わせ
環境保全課 環境ハトール係
☎30・2436
FAX 30・2439
✉kankyohozen@city.saga.lg.jp